

鞠智城が在地社会に与えた影響

古川 順大

はじめに

鞠智城は『続日本紀』（以下、『続紀』）（二）文武二（六九八）年五月甲申条に「令三宰府縉治大野・基肆・鞠智三城」と初めて見える。

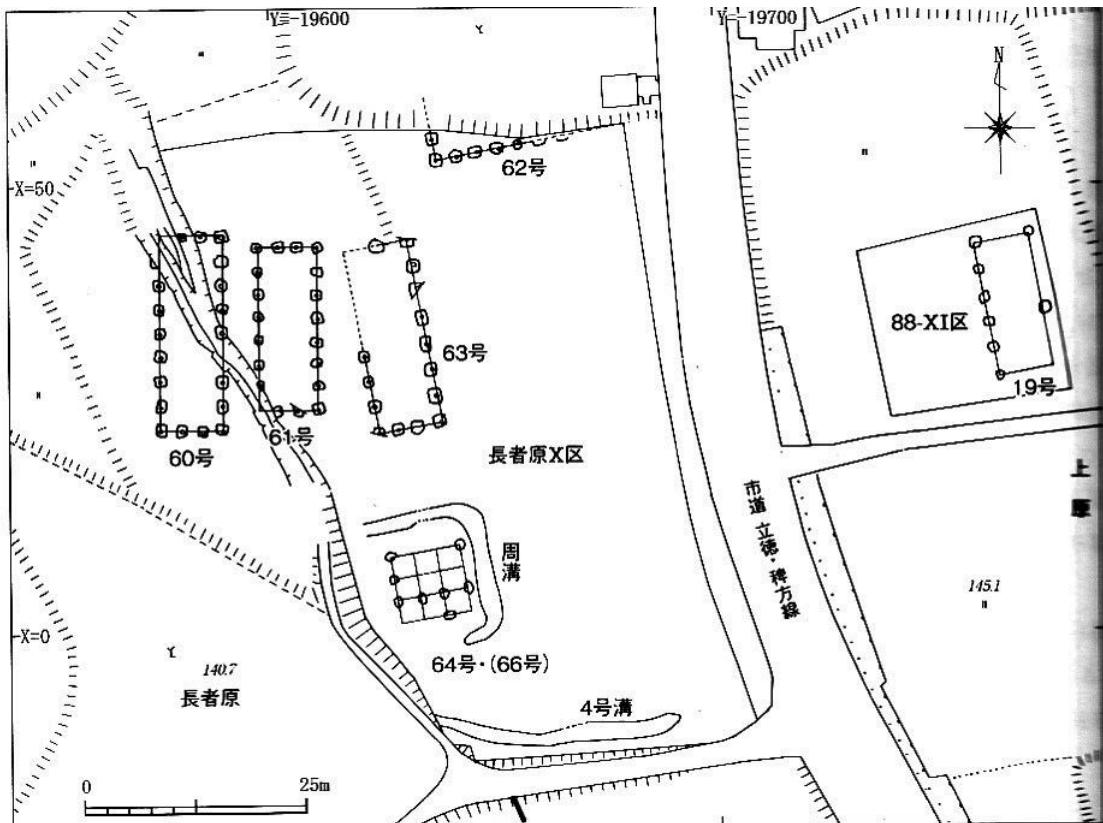
鞠智城に関する最後の文献史料は『三代実録』元慶三（八七九）年三月十六日丙午条「肥後国菊池郡城院兵庫戸、自鳴」なので、この間は百八十年にもなる。鞠智城の創建記事は文献史料に残らないが、考古学的には大野城・基肆城の築城よりわずかに降る天智朝後半の創建だとみられている（熊本県教育委員会二〇一二〈以下、特にことわらない限り、鞠智城に関する考古学的成果は当報告書による〉）。

鞠智城の時期区分は五期に設定されており、第Ⅰ期が七世紀第3四半期から第4四半期、第Ⅱ期が七世紀末から八世紀第1四半期前半、第Ⅲ期が八世紀第1四半期後半から八世紀第3四半期、第Ⅳ期が八世紀第4四半期から九世紀第4四半期、第Ⅴ期が九世紀第4四半期から十世紀第3四半期に比定されている。鞠智城の築造が、大宝律令のみならず、飛鳥淨御原令にも先行する点には注意しておきたい。第Ⅰ期の鞠智城は大宝律令以前の軍事制度によって運用され、第Ⅱ期以降は大宝律令によって運用されたのである⁽¹⁾。

鞠智城は立地の面でも構造・施設の面でも、他の山城や城柵との差異が大きい。例えば、大野城など九州の山城や鬼ノ城など瀬戸内のものに比べると、鞠智城の占地の標高は低い。鞠智城の城内施設についても、「コ」の字形建物群などが官衙的要素をもつとはいっても、蝦夷への饗給機能を担う東北の城柵のものと同列には論じられない。また、八角形

建物や広大な貯水場のように国内に類例が少ないものもある。鞠智城に付帯する諸特性を整合的に理解することは難しかったため、鞠智城の機能などに関しては長年議論が重ねられてきた。近年では鞠智城の役割は固定的だったのではなく、むしろ海外情勢や国内事情などに応じて変化していくたとと考えられている（西住一九九九・甲元二〇〇六）。

しかし、鞠智城は国家的大規模施設である。このような国家的規模の施設は外的要因からの影響を受けるだけではないだろう。例えば、九世紀中葉以前における肥後国府（託麻国府⁽²⁾）の周辺には、大江遺跡群・神水遺跡・二本木遺跡群・新南部遺跡群などがあり、そこでは古代の集落址が発掘されている。集落の存続時期は近辺に託麻国府が存続していた八世紀後半から九世紀中葉に最も集中しており、託麻国府が廃棄された後の九世紀後半には諸集落は急速に衰退したという（新熊本市史編纂委員会一九九六）。国府の存否が周辺社会に影響を与えたと考えられる。九世紀の大野城では、衛卒の糧米を城内の城庫に収めている間は周辺の百姓らが集まって独自の経済活動を行っていたが、衛卒の糧米を大宰府の税庫に収め始めた途端に人々は散逸したという（『三代格』⁽⁴⁾）。大野城という施設が変わらずとも、税の運用法が変化すれば周辺で活動する人々の行動に影響を及ぼすのである。施設面でも運用面でも大規模な国家的施設である鞠智城も、国際・国内環境に変化させられると同時に、周囲の環境に作用して在地社会を変化させる基底的要因となりうるのではないだろうか。



(図1) 『鞠智城跡Ⅱ』

本稿では鞠智城の諸要素の中でも「コ」の字形建物群（以下「官衙様建物群」）が律令軍事制度と同時期に登場した（後述）ことに注目したい。少し結論を先取りするが、それは律令軍制上の報賞制度である勲位制度と関係をもつようだ。そこで、官衙様建物群と密接な関係をもつと思しき八世紀の勲位制度を、それが人々の軍事的奉仕に対する国家的な報賞制度であるという視点から、叙勲の場に着目して検討する。次いで、その結果をもとに官衙様建物群が築造されるまでの報賞制度を遡つてみる。こうして得られた官衙様建物群の位置づけをもとに肥後在地社会における鞠智城官衙様建物群が登場する意義を考察できれば、先の例ほどに直接的な検出は困難であるとしても、在地社会における人々の相互運動の全体構造である在地社会の変化に迫れるのではないだろうか。

第一節

鞠智城長者原地区の北東部分では、四軒の掘立柱建物群（六〇～六三建物跡）が検出されている（図1）⁽⁵⁾。これら四軒のうち、六〇号・六一号建物はIV期のものであり、六一・六三号建物はII期のものである。六二・六三号建物は四号溝で区画されており、L字形の配置に残る。六三号建物から六二号建物の中心線に対し東対面には、現在は道路でつながされているが、本来はもう一軒の建物があったと推定されている。長者原地区は「管理中枢機能地区」であり（小田一九九三〈六一一页〉）、この掘立柱建物群は全体で「コ」の字形配列をした官衙的な建物群だったのである（西住一九九九）。

朝堂院や国庁などの官舎が「コ」の字形に配置されるのは政務や儀式のためである。中央政府の出先機関である国庁の最も主要な機能は、朝賀などの儀式を通じて国司や郡司らに国家権力の威信を誇示して、中央

集権的な官僚制的身分序列を在地秩序の上部に位置する郡司ら地方豪族に確認させて、中央集権的な支配を強化することであった（山中一九九四）。それならば、国家の軍事的出先機関である鞠智城における「コ」の字形の官衙様建物群もまた、天皇と何者かの統属関係を確認・固定化・再生産するために設置されたとは考えられないだろうか。

官衙様建物群は第Ⅱ期に登場して第Ⅲ期まで存続したという。Ⅱ期にはそれまで一つだった門が三つに増置され（小田二〇二二）、また人々の活動痕跡が活発になるなど、Ⅰ期からの発展的転換が著しい。文武朝の「繕治」では単に城内施設の破損・劣化箇所の修理に止まらず、官衙様建物群を増設するなど城内施設の充実化が図られていたのである。官衙様建物群が登場する第Ⅱ期の開始が大宝律令による律令軍事制度の完成（六）と近接することが注目される。また、全国的な国府の成立（七）と同時期もしくは僅かに先行する点も興味深い。それまでの軍事制度から律令軍事制度に刷新するにあたって、新たな軍事制度に対応した施設の再編が必要だったのだろうか。

地方官衙である国府の儀式を援用して鞠智城で催された儀式を考えてみると、国府で毎年元日に執り行われる朝拜のような定期的な儀式が想定できるかもしれない。ただし、鞠智城における土器の出土状況を見る限り、第Ⅱ期には人々の活動が活発だったようだが、第Ⅲ期は土器の出土量が皆無に等しいことから、人員等の配置が変化して城の維持・管理に必要な最低限の人数のみが配置されていたという。官衙様建物群自体が第Ⅲ期まで継続しているにもかかわらず人々の活動痕跡が激減するのならば、官衙様建物群で定期的な儀式が開催されていたことや、官舎が恒常に利用されていたことを想定することは難しいのではないだろうか。少なくとも、官衙様建物群の第一義的な機能としては想定しにくい。

なぜ官衙様建物群は普段利用されなくなつても、ほとんど無人のまましばらく継続したのだろうか。鞠智城は軍事施設であるので、次は、臨時に入城する将軍のような、軍事的統率者に関わる不定期的な儀式を想定してみよう。

凡軍將征討、須_レ交代_一者、旧將不_レ得_レ出迎_一。當_レ嚴_レ兵守備_一。所_レ

代者到、發_二詔書_一、勵_二合符_一、乃以從_レ事。

軍防令・軍將征條

新たな將軍を迎えた現將軍は、交替の旨を記した詔書を開き見て、新將軍の身元を証明する隨身符を確認する。こうした將軍の交替も儀式的になされるはずなので（おそらくは將軍の着到・帰還も）、城内中枢の官衙様建物群はその儀式執行の場として相応しい。

結果から見れば、征隼人戦争のような西海道南方に関わる軍事行動は養老四（七二〇）年の征隼人が最後になる。しかし、隼人にに対する班田などは九世紀の初頭を待たなければならず（中村一九七七）、薩摩国・大隅国の年料器仗制作が『延喜式』に至つても認められていないように、最後の戦争が終わったとはい、すべての警戒を即時に解除するというものもあるまい。つまり、いざという時に備えて官衙様建物群を第Ⅲ期まで維持していたが、実際には將軍が入城・駐屯するような事態に至らなかつたために、建物の耐用年数の限界や隼人社会の漸次の安定化に従つて維持されなくなつたと考えるのである。

ただし、將軍の交替儀礼は官衙様建物群がほぼ無人のまま維持された理由となりうると思うが、これだけでは官衙様建物群の建設がなぜ第Ⅱ期であったのかを説明するには多少の弱さを感じる。將軍の駐屯は城郭が築造される段階、すなわち第Ⅰ期から想定されていたはずだからである。

そこで、後述する『統紀』宝龜六(七七五)年十一月乙巳条に注目してみたい。「遣^二使於陸奥國^一、宣^一詔。……駿河麻呂已下一千七百九十余人。從^二其功勲^一、加^二賜位階^一。……」と、地方の軍所に勅使が遣わされて叙勲の詔を読み上げているからである。將軍が駐屯するような場所・施設は叙勲の場でもあった。以下では八世紀における勲位制度を叙勲過程に注目して検討していきたい。

勲位は軍功に与えられる武位であり、十二等に分けられる。定期的に昇叙される位階（文位）とは異なり、軍功次第で非定期的に昇叙される点に特徴がある。法制としての勲位は、大宝律令成立に伴う冠位の廃止令の中に初めて現れる。

始依「新令」、改「制官名・位号」。……勲位始「正冠正三位」、終「追冠從八位下階」、合十二等。始停「賜冠」、易以「位記」。

『競記』卷之二十一

續編 力寶元 (七〇) 年三月甲午策

また、勲位の実例は大宝二年の西海道戸籍に始まる。古記は幾度も勲位に触れているので、大宝律令に勲位制度があつたことは疑いない。大宝律令施行以前では、白村江の戦からの帰還者や阿倍引田臣比羅夫のような勲位を授かつてもおかしくない人々の中にも叙勲の例はない。よつて、勲位制度は大宝律令から始まることが分かる（渡辺一九五八）（八）。

それでは、鞠智城を意識しつつ、ある戦争が終息したところを起点として叙勲の過程を復原していく。こう

凡大將出_レ征、克捷以後、諸軍未_レ散之前、即須_三對_レ衆詳定_二勲功_一、并錄下軍行以來、有所_二克捷_一、及諸費用・軍人・兵馬・甲仗・見在損失_上。大將以下連署。軍還之日、軍監以下錄事以上、各赴_二本司_一勾勘、訖然後放還。

軍防令・定勳功條

軍を解散する前に、將軍以下は軍功を定め、損益と用度の出納を記録する。そして、帰京した日に兵器や軍馬などの軍需物資を兵庫や馬寮に（九）返還して監査を受ける。監査が終わつたら軍監などは解放される。

次に、兵員の所属や軍功の記録などを、以下の「申送」とく太政官に「申送」する。

凡申「勲簿」、皆具錄「陣別勲狀」、勲人官位姓名・左右廂・相挺姓名・人別所・執器仗・當団・主帥・本屬・官軍賊衆多少・彼此傷殺之數、及獲賊・軍資・器械・弁戰時日月戰処」。并画「陣別戰図」、仍於二図上、具注「副將軍以上姓名」、附「簿申」送太政官。勲賞高下、臨時聽勅。

岡田取引所

軍防令・申勲簿条

太政官に「申送」する軍功者名簿を「勲簿」といい、すべての軍功者の名と軍功などが並ぶ。また、戦図を作成して副将軍以上の署名を加えて、勲簿とともに太政官に「申送」する。太政官は勲簿を整理・校勘した後に「勲賞高下、臨時聴勅」と、勅裁を仰ぐ。選叙令・内外五位条義解に「勲位亦依相当法」。准文位式。仮令、六等以上為勅授、十二等以上為奏授之類也」とあるように、勲六等以上は勅授であり勲七等以下十二等以上は奏授だからである。なお、「相当法」とは官位令・正三位以下で定めされた文位と武位（勲位）の比当関係であり（曾我部一九六八）、勲一等が正三位に、勲六等が従五位に、勲七等が正六位に、そして勲十二等が従八位にあてられる。文位の五位と六位の関係のごとく、勲位の六位と七位は隔絶しているのである。

かくのべ)とく、將軍が作成する勅簿は太政官に「申送」するにあるのだが、職員令・式部省条によれば式部卿の職掌は「位記、校定勲績、論功封賞」とあるので、勅簿の具体的な提出先は式部省である。考課

令・内外初位条によれば、文位の場合は勅授・奏授いずれにせよ式部省に考文を提出して、五位以上は「太政官量定奏聞」と太政官が考第を定め、六位以下は「省校定。訖唱_二示考第_一、申_二太政官_一」と式部省が定める。このように勅授の位記と奏授の位記は作成過程が異なるので、六等以上の勅簿と七等以下の勅簿は別個に作成されたのかもしれない。

式部省に提出された後の位記発給過程は文位の場合と同じようである。勅六等以上は太政官が校勘した結果を奏上して勅裁を仰ぎ、内印を捺して発給する。勅七等以下は太政官で結階後に奏上して裁可を仰ぎ外印を捺す。こうして位記が発給されるのだが、文位と勅位とでは決定的な違がある。文位の外八位と内外初位は太政官の決済で授与する官判授(選叙令・内外五位条)であるのに対し、勅位は最下等の十二等でも官判授とはならない。このことは、たとえ地方における一般の人々の勅位であつても、天皇の裁可を経て位記の発給に至るということである。換言すれば、すべての軍功者の名は御覽に与り、その後に勅位は地方の人々に与えられるのである。「郡領は殊更に奏任とされることにより、天皇との関係を強調された」(磐下一〇〇七(三五頁))と考えられるのならば、勅授・奏授である勅位者も、郡領の場合と同様に天皇との強い関係が重視されたと見ることができよう。

次に勅位が一般兵員まで届く様子を見ていきたい。

天皇臨_レ朝、詔_レ叙征夷將軍已下一千六百九十六人勅位、各有_レ差。授_二正四位上藤原朝臣宇合從三位勅_一等、……外從六位上丸子大国、外從八位上國覓忌寸勝麻呂等一十人、並勅六等_一。賜_二田_一町_一。

この記事に先立つ神龜元年に、藤原宇合を持節大將軍とする征夷作戦が遂行されていた。宇合は同年の十一月に帰京しているので、その際に勅

簿と戦図を提出したのだろう。「天皇臨朝、詔」と、天皇が自ら朝廷に臨んで、宣命の読み上げを通して勅位を授けている様子が分かる。『延喜式』式部省上に「凡於「朝廷」宣命者、群官降_レ座立_二堂前庭」。謂「成選授位并任郡司、及臨時宣詔之類」。事見「儀式」)とあるので、然るべく列立て宣命の読み上げを聞くという儀式は、武位である叙勲の儀の場合でも略同等だったことが分かる。『続紀』神龜五年三月己亥条に「制、選叙之日、宣命以前、諸宰相等、出立_二序前_一、宣竟就_レ座、自_レ今以後、永為_二恒例_一」とあるように、八世紀前半までは遡れるので、およそ同様のまま継続したのだろう。

その他千人以上の叙勲者は現地で受勅したと思われる。

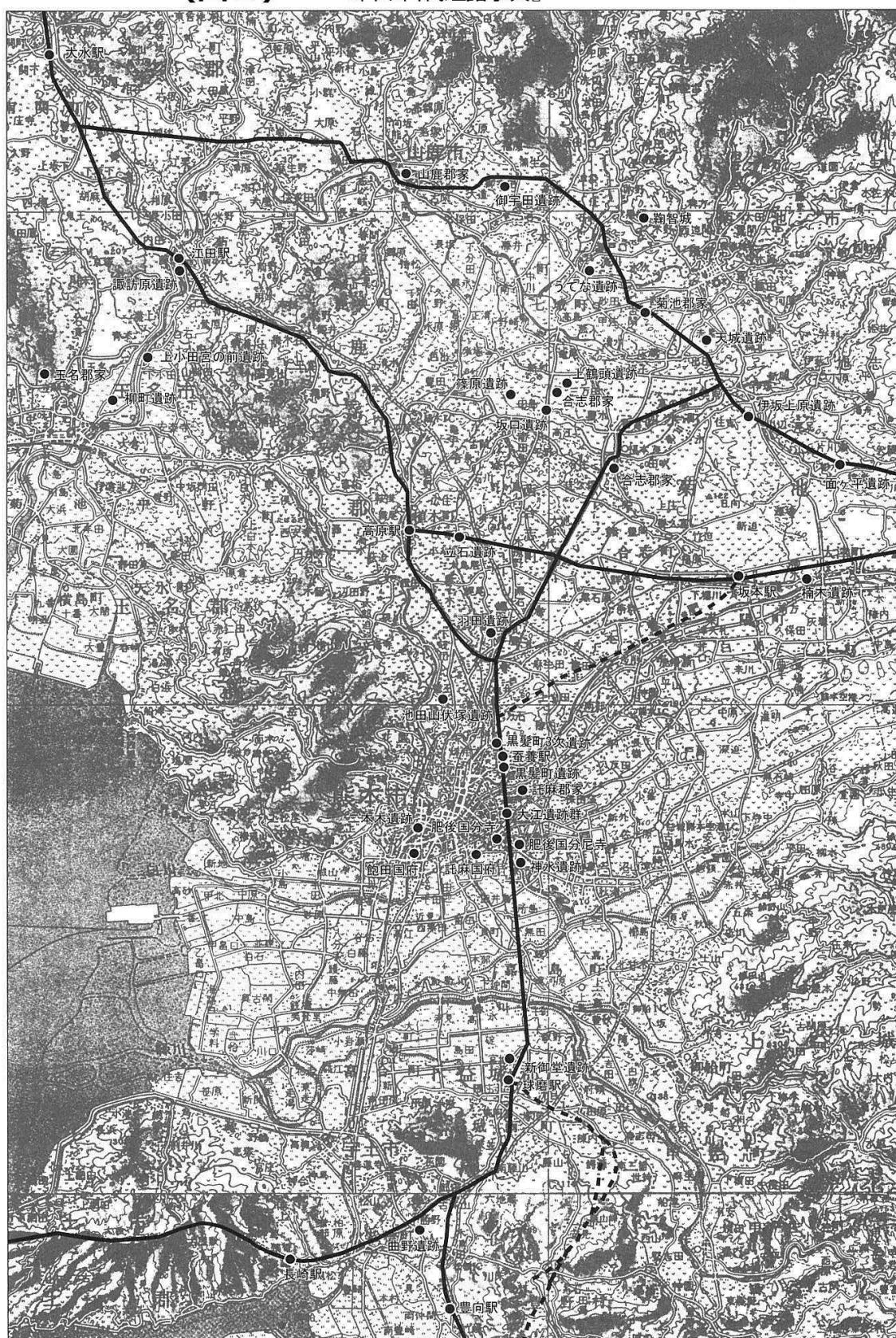
遣_レ使於陸奥國、宣_レ詔。夷俘等、忽發_レ逆心、侵_レ桃生城。鎮守將軍大伴宿祢駿河麻呂_一奉_二朝委_一、不_レ顧_レ身命_一、討_二治叛賊_一、懷柔帰服。勤労之重、実合_二嘉尚_一。駿河麻呂已下一千七百九十余人、従_二其功勲_一、加_二賜位階_一。授_二正四位下大伴宿祢駿河麻呂正四位上勅_一等、従五位上紀朝臣広純正五位下勅五等、従六位上百濟王俊哲勅六等_一。余各有_レ差。其功卑不_レ及_レ叙勲_一者、賜_レ物有_レ差。

『続紀』宝龜六(七七五)年十一月乙巳条

この前年に海道蝦夷によつて桃生城の西郭が落とされたが、鎮守府將軍兼陸奥守大伴駿河麻呂によつて鎮圧されていた(一〇)。駿河麻呂以下千七百九十余人が叙勲され、叙勲におよばない者にも「賜物」されている。

ここでは「遣使於陸奥國、宣詔」と、使者を陸奥国まで遣わせて詔書を読み上げている様子が分かる(二)。通常、詔書が畿外へ伝達されるときは、詔書の写しに詔書の施行を命じた太政官符を添えて遞送する(松原二〇〇八)(二)。律令制下の文書伝達方式には専使・便附・递送があるが(早川一九六二)、この場合は「遣使」して現地で「宣詔」したとある

(図2) 『日本古代道路事典』



ので、専使が陸奥国まで遣わされたのではないだろうか。詔書を將軍の前で読み上げる能力が担保されなければならないからである。

鞠智城まで勅使（二三）が遣わされるときには、勅使はいかなる経路を通

つて鞠智城に至るのだろうか。先述したように詔書は国ごとに遞送されるか、専使に託されて將軍のもとまで届けられる。中央から肥後国に来る使者は大宰府のある筑前を通り、おそらく筑後御井駅から肥後国大水駅へと官道沿いに南下してくるだろう。（図2）遞送の場合は筑後国府から「遊牒」も携えているはずである（早川一九六二）。大水駅から東に向かい鞠智城付近を通つて豊後国へと延びる「車路」と呼ばれる古代道路の存在が推定されているが（鶴嶋一九九七）、遞送の使者であれ、専使であれ一端国府を経由するために南下すると思われる。天平八年出雲国計会帳では、石見国内に滞在している山陰道節度使への遞送物が石見国府経由で送られているからである（鐘江一九九三）。肥後国府を出立した使者は北上して蚕養駅と高原駅の間から東北に分岐する車路に入り（四）、そこから菊池郡家（推定地）を経由して鞠智城の南面に至るのだろう。

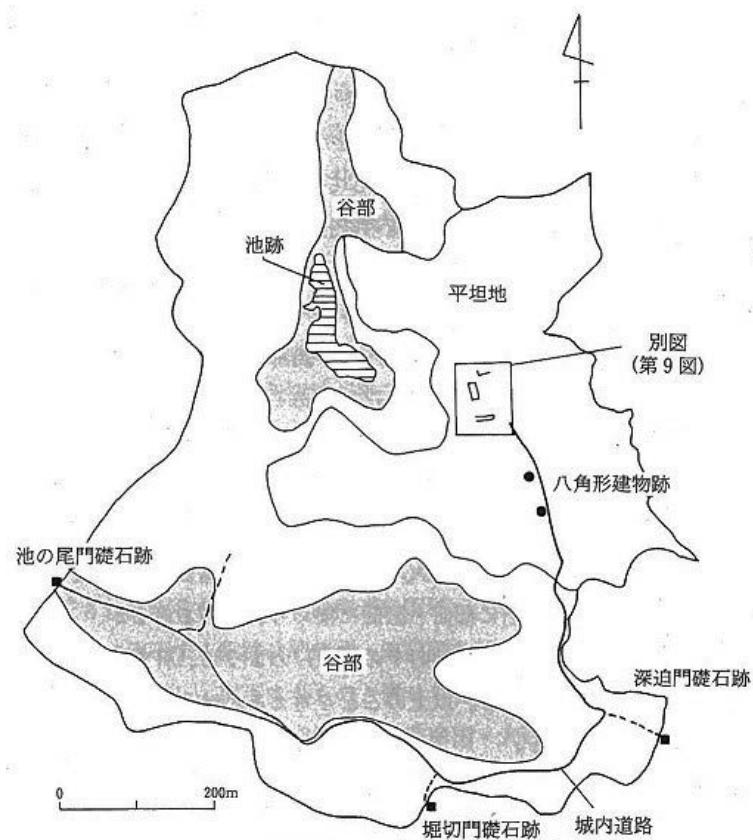
鞠智城の門は三箇所あり、東から順に深迫門、堀切門、池ノ尾門とよばれている。深迫門は東面しており、堀切門は南面、そして池ノ尾門は西面である。南面中央にある堀切門は從来から鞠智城の正門に擬されてきた。堀切門は大野城原地区城門跡に近い規模をもち、I期に比定されている（小田二〇一二）。深迫門と池ノ尾門はII期である。勅使が正門である堀切門に着到しても軍事的緊張を保つために將軍が出迎えてはならないことは、將軍交替の時と同様である。

凡軍營門、恒須_三嚴整、呵_一叱出入_一。若有_一勅使_一、皆先通_一軍將_一。
整_二備軍容_一、然後受_レ勅_一。

衛禁律・越垣及城条および賊盜律盜節刀条で「筑紫城」が特別扱いになつているように（五）、軍事拠点施設の管理は特別厳重になっていたのである。

軍營門条の「勅使」だが、「勅使」は令本文や集解諸説にはほとんど「奉勅使」として出てくる。儀制令・文武官二位條の「奉勅差使」の義解には「奉_レ勅定_レ名、及令_一所司差遣_一」。並是也。釈无_レ別也。或云、奉_レ勅差使者、律所_レ解詔使也。官使非也。〈在_レ穴〉とある。養老律には「カ所に「詔使」があり、一つは名例律・八虐条の大不敬にある「対捍詔使」である。もう一つが公式令・駿使在路条古記が引く賊盜律であり、「賊盜律謀殺詔使条注_云。奉_レ勅_レ定名及所司差遣者、即此名為「奉勅使」。但太政官量定奏聞、依_レ奏使者、不_レ在_二奉勅使之例_一」とある。「奉勅使（二勅使）」と太政官以下の「官使」の区別があるのである。『延喜式』の記事であるが、「凡_レ應差使遣_一諸國_一者、太政官先以_レ状奏聞。大事臨時奉_レ勅定_レ名。中事大臣簡奏。少事令下弁官仰_一式部_一簡点上_一」（太政官四五）とあるのを参考にすると、事の軽重に従つて天皇が指名した使者のことを「勅使」とし、太政官が定めた使者を「官使」としたのだろう。要是任命する者によつて区別される概念であり、詔書・勅旨・勅符などの伝達される文書形式によつて区別される概念ではない。それ故に、叙勲という大事に用いられる詔書（六）を伝達する使者は、勅を奉じて任命される勅使だと推定できる。

堀切門を通された勅使は中心施設である官衙様建物群に向かうのだが、堀切門と長者原地区の間には帶状の谷部が伸びているため、すぐに東折して谷の肩部から谷の東部へと迂回しなければならない（図3）（七）。その後勅使は北折して東の土壘に沿う主道（旧町道）を北上して八角形建物の横を通過するのである。そして中核施設である官衙様建物群に一



(図3) 西住欣一郎「発掘からみた鞠智城」

た。定期的な行事が官衙様建物群で執り行われていた可能性を完全に否定するものではないが、「コ」の字型に配置される官舎の第一義的な機能が、天皇を頂点とする一元的な統属関係の確認・固定化・再生産であるならば、鞠智城官衙様建物群が建設された最大の理由は、その「コ」の字に囲まれた儀式空間において天皇からの使者を迎えて、御覽を経た恩惠である勲位を在地社会の人々に受け渡す叙勲の儀式に使用するためであつたとするべきである。

勲位は大宝律令で成立した。養老四年の征隼人戦争後の西海道が平穩に向かうことは先述したとおりである。このことは、官衙様建物群が建造された第Ⅱ期に鞠智城の活動のピークがあり、その後の第Ⅲ期まで「コ」の字形建物群が維持されたにもかかわらず、人的活動の痕跡が極端に減少したこととも符合しよう。

第二節

前節では勲位が天皇の深い関与を通して人々に与えられる点を重視して、鞠智城の官衙様建物群と勲位制度との密接な関係を指摘した。鞠智城の官衙様建物群は軍功者に天皇からの報賞である勲位の位記を賜与する場であった。

さて、人々の軍功に与えられる国家的対価の代表である勲位制度の成立は、大宝律令を待たなければならない。鞠智城官衙様建物群登場の頃である。本稿の関心が鞠智城が在地社会に与えた影響である以上、鞠智

城官衙様建物群登場前後における、軍事的奉仕に対価として報賞が与えられる関係の歴史性が問われねばなるまい。そこで当節では考察対象を少しづつ遡らせていくたい。

鞠智城の官衙様建物群は軍事的儀式との関連で考えるべきである。律令からは將軍の交替儀式の存在が想定可能であり、八世紀の実態からは君恩である勲位の位記は「遣使」されて軍所に届き、威儀を整えて迎えた者たちの前で「宣詔」される、という叙勲の儀式があつたことを示し

「大宝二年御野国戸籍」^(二)には名前が分かるだけでも八人の有位者

がいるが、野村忠夫氏は彼らを壬申の乱の功臣と考えた（野村一九五六）。

（表1）。野村氏の主な論拠を三点引用しよう（野村『律令官人制の研究』六五・六六頁）。

（1）八人ともに郡司・軍毅などの地方官とは考えられない班田農民にすぎず、官仕による考選での授位と考えることは困難である。

（2）彼らの冠位は務従七位上～追正八上（ママ）に限られ、同年の戸籍にみえる主政・主帳クラス（味蜂間郡主政進大初位下伊福部君福善・主帳進大初位下春日益・加毛郡主帳進大初位下県主弟麻呂）より高く、郡領クラス（各務郡少領務正七位上各牟勝小牧）・国司

掾・目クラス（大掾務従七位上

津嶋連堅石・少掾追正八位上紀

朝臣宮麻呂・目追正八位下五百

井造豊國・少目追従八位上矢集

宿祢宿奈麻呂）と、ほぼ同位である。

（3）八人すべてが、壬申の乱当時に二十五才～四十七才の正丁であり、乱に吉野方の兵士として参加した十分な可能性が考えられる。

野村氏の推定には大筋で同意できる。美濃国は壬申の乱の際に大海人皇子が軍事力の基盤とした地域であるため、軍功者に報賞するときに勲位制度が存在し

ていたのならば、現存する御野国戸籍にまつたく帶勲者がいないのは不審である。同年の西海道戸籍には征隼人軍の功による帶勲者が多く残るからである。少し注意しておきたい点は、（1）の有位者の中には国造姓をもつ者などがあり、一概にただの一般班田農民とは言いにくい。（3）は当然のことながら必要条件であって十分条件ではない。

（2）に関しては、白村江の戦の軍功者が補助線になる。天智二（六六三）年の白村江の戦では多くの人々が朝鮮半島へと渡ったが、一部の残留者はすぐには日本列島に帰還できず、数十年を経てようやく列島に帰り着けた（表2）。鞠智城に近い地域の二人を見てみよう。

以「追大式」、授「伊予国風速郡物部葉、与「肥後国皮石郡壬生諸石」。并賜「入純四匹・糸十絪・布廿端・鍬廿口・稻一千束・水田四町」。

復「戸調役」、以慰「久苦」唐地。

『書紀』持統十（六九六）年四月戊戌条

白村江の戦から三十年の月日を経た持統十年、肥後国皮石（合志）郡の壬生諸石らが唐より帰還して追大式の位を与えられた。また、純四匹・糸十絪・布二十端・稻千束・水田四町を賜わされて戸の調役も免除された。合志郡は鞠智城が置かれた菊池郡に南接する広大な郡である。追大式は正八位下に相当し、御野国戸籍の有位者と同等である。水田四町は、養老令制では上國の国守の職分田が二町二段、大領が六町、少領が四町、そして主政・主帳が二町なので（三）、ちょうど少領の職分田と等しい。国郡司の特権は職分田のみではないため単純には比較できないが、少領と等しい四町の水田とは結構な待遇である（三）。この点においても、御野国戸籍の有位者が郡領層と同等の位階を帶びていることと近似する。なお水田を子孫に引き継ぐ許可を受けていないので、このときの水田は諸石本人の死後に収公された可能性がある。

三等戸	戸主	九等戸	有位者	位階	年齢	乱當時	
中政戸	県主族都野	下々戸	戸主	務従七下	59	29	加半毛布郡里
中政戸	県主族都真利	下中戸	戸主	追正八上	60	30	
中政戸	不破勝族吉麻呂	下々戸	戸主	務従七下	58	28	
上政戸	国造族甥	下々戸	戸主	務従七上	77	47	味春蜂部間郡里
上政戸	国造族坂麻呂	下々戸	戸主伯	務従七下	57	27	
中政戸	国造族馬手	下々戸	戸主	務従七下	69	39	
中政戸	五百木部君木枝	下々戸	戸主	追正八上	61	31	山三井田郡里
中政戸	五百木部牛	下中戸	戸主弟	追正八上	55	25	

（表1）野村忠夫『律令官人制の研究』

次に上陽咩郡の大伴部博麻をみてみたい。上陽咩郡（上妻郡）は筑後国の南東部の広大な領域を占める郡で、磐井の墓である岩戸山古墳を領域内に含む筑紫君の本拠地である。

詔「軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻」曰、於天豐財重日足姫天皇七年救「百濟」之役、汝為「唐軍」見_レ虜。洎_ニ天命開別天皇三年_ニ、土師連富杼・水連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝兒、四人、思_ニ欲_ニ奏_ニ聞唐人所_ニ計、縁_ニ無_ニ衣_ニ糧_ニ、憂_ニ不_ニ能_ニ達。於是、博麻謂_ニ土師富杼等_ニ曰、我欲_ニ共_ニ汝_ニ、還_ニ向_ニ本朝_ニ、縁_ニ無_ニ衣_ニ糧_ニ、俱不_ニ能_ニ去。願壳_ニ我身_ニ、以充_ニ衣食_ニ。富杼等、依_ニ博麻計_ニ、得_ニ通_ニ天朝_ニ。汝独淹_ニ滯他界_ニ、於今卅年矣。朕嘉_ニ厥尊_ニ朝愛_ニ國、壳_ニ己顯_ニ忠。故賜_ニ務大肆、并純五匹・綿一十屯・布三十端。稻一千束・水田四町_ニ。其水田及_ニ至曾孫_ニ也。免_ニ三族課役_ニ、以顯_ニ其功_ニ。

『書紀』持統四年（六九〇）十月乙丑条
自らの身を挺して土師連富杼らを帰還させた博麻は、務大肆（徒七位下相当）を与えられて、純五匹・

白村江帰還者は天皇から報賞されたのである。

百濟救援軍捕虜帰還者一覧			
帰国年	出身国・郡	兵士名	出典
天智天皇3年	一 天智天皇10年	土師連富杼 水連老 弓削連元宝	日本書紀 持統4・10・乙丑条 同書 天智10・11・甲午条
天武天皇13年	筑紫 筑前	猪使連子首 筑紫三宅連得許	同書 天武13・12・癸未条
持統天皇4年	大伴 筑後	大伴部博麻	同書 持統4・9・丁酉条 持統4・10・乙丑条
持統天皇10年	伊予 肥後	物部薦 壬生諸石	同書 持統4・10・乙戌条
文武天皇慶雲4年	讃岐 陸奥 筑後	錦部刀良 壬生五百足 許勢部形見	続日本紀 慶雲4・5・癸亥条
伊予	越知	大領先祖越智直	日本靈異記・上巻・第17
備後	三谷	大領先祖	日本靈異記・上巻・第7

（表2）板橋和子「文献に見る古代山城の成立とその過程」

自らの身を挺して土師連富杼らを帰還させた博麻は、務大肆（徒七位下相当）を与えられて、純五匹・

売つて土師連富杼たちを先に帰還させたのである。博麻の功により先に帰還できた四人のうち、筑紫君薩夜麻は天智十（六七二）年十一月癸卯に帰還できたことが確認できるが（『書紀』）、他の三人の記録は残らない。ここに登場する五人のうち博麻だけが部姓をもち、他の四人は連姓か君姓である。その四人のために部姓の博麻が身を売ったので、博麻のほうが四人よりも地位が低かったと思われる。御野国戸籍の有位者以上の冠位を得ていないことも、博麻や諸石が一般農民および郷クラスの有力者層から超越していないことを推測させる。

以上のように、全員にではないのだが（二四）、白村江帰還者はその軍功に対しても後の郡司層に匹敵するような待遇を得ている。これは野村氏の（2）と共に通しており、御野国戸籍の有位者が壬申の乱の功臣であったことを傍証しよう。大宝律令以前において文武位は未分化であるが、冠位が国家から与えられたものであることは言うまでもない。少なくとも

天武・持統朝頃の軍事制度を表す言葉に、評制軍（評造軍）というものがいる。大化以後全国に評制が敷かれるに至って（鎌田一〇〇一）、評を単位に編成された評制軍とよばれる軍制に移行したというのである（磯貝一九七二・下向井一九九一）。評制軍の実態像や成立論は論者によつて異なるが、遅くとも天武・持統朝には完成していたようだ（森一九八六）。評制軍では国造軍が抱える不均質で雑多な編成を一定程度克服して、国家の軍事力が国家的領域支配に沿う形で編成された（下向井一九九一）。評督が行政官であると同時に軍事指導者・武器管理者である点に、民政部門（郡司）と軍事部門（軍毅）が分離されている大宝律令以降の律令軍事制度との違いがある。評内の軍事力が評督の下に一本化されている点が最大の特色であり（森一九八六）、評制軍は中央集権的・画一的

な律令軍制への転換の出発点であった（下向井一九九一）。評制下では軍事指導者が同時に国家の官吏であるため、軍功への対価である武位が文位から未分化な状態から出発したのも蓋し当然なのかも知れない。

さらに大化以前まで遡ろう。冠位制は推古朝まで遡るのだが、その施行範囲は主として中央政府に直接勤務する者に限られており（黛一九五九）、地方人については分からぬ。よって、当該期における軍事的奉仕と対価の交換関係を検討するためには、冠位から離れてみる必要がある。

大化以前の軍事制度に関しては不明確な部分も多いのだが、通説的に

は天皇の親衛軍は鞍部や建部などを率いる大伴氏のような伴造系軍事的氏族（直木一九六八）、および国造の一族から採られた舎人からなつてい

た（井上一九八五）。外征軍は国造がその一族や支配下の人々を個別に組織して王権の下に集結する、いわゆる国造軍の制度であった（岸一九五五）。国造軍制では国造が自らの支配関係に基づいて領域内の人々を編成するため、軍勢ごとの差異が大きく不均質である（下向井一九九一）。

この時期にもなると、国造の下で戦闘に参加する人々がどれほど天皇

を意識していたのかが疑わしくなる。松木俊曉氏は、『日本書紀』などに

見える「仕奉」の対象が大王／天皇に収斂していないことなどから、人々の「仕奉」意識が王権に収斂される七世紀以前の社会は、人格同士の直接的な支配＝隸属関係によって成り立つ個別性の強い集団が重層する多元的な世界だったという（松木二〇〇六）。王権への一元的な奉仕意識は顕在化しておらず、人々の奉仕意識は自らが直接従属している上位権力に止まつたようだ。これを軍事的関係で考えてみると、中央貴族と地方豪族が、そして国造などの地方豪族と一般の人々とが比較的独立性の強い統属関係をもつていたということである。石尾芳久氏が言うように「社会の支配体制が軍事制度の類型を決定する」（石尾一九五九〈一〇三頁〉）

のならば、奉仕意識が未だ王権に収斂しない社会における軍事的奉仕と対価の交換関係も、そうした多元的な社会関係に規定されるのではないだろうか。

以上のような社会的・軍事的前提を考慮しながら検討していきたいが、大化以前ともなつてくると史料の問題も出てくるため、例えば『書紀』の個別の記事から確実な史実を抽出することは難しい。そこで、『書紀』の編者が各場面において主張する物語の構造の中から、当該時期における軍事的奉仕と対価の交換関係の論理と構造とを可能な限り拾い上げていきたい。

『書紀』によると、雄略十八年に物部菟代宿祢と物部目大連が伊勢朝日郎征伐に遣わされた。伊賀において朝日郎との戦端が開かれたが、朝日郎の抵抗激しく、二日にわたつて膠着した。

物部目連、自執_二大刀_一、使下筑紫聞物部大斧手_上、執_レ楯叱_二於軍中_一、俱進。朝日郎乃遙見、而射_二穿大斧手楯_一重甲_一。并入_二身肉_一一寸。
大斧手以_レ楯翳_二物部目連_一。々々即獲_二朝日郎_一斬之。

『書紀』雄略十八年八月戊申条

このときに目大連は筑紫聞物部大斧手という剛の者を連れて戦い、大斧手の死をも厭わぬ活躍によつて勝利を得た。聞物部氏は擬制的同族関係を結んで中央の物部氏の権威を獲得した代価として、中央の物部氏への軍事的奉仕に励む必要があつたのだろう。死を賭して戦う大斧手の振る舞いに、目連と大斧手との間の強力な統属関係がうかがえる。菟代宿祢は戦功をあげられなかつたことを恥じて、七日もの間戦況を天皇に報告しなかつたが、ついに讃岐田蟲別によつて戦闘の成り行きが奏上された。爰有_二讃岐田蟲別_一、進而奏曰、菟代宿祢怯也。二日一夜之間、不_レ能_レ擒_二執朝日郎_一。而物部目連、率_二筑紫聞物部大斧手_一、獲_二斬朝

日郎^一矣。天皇聞之怒、輒奪^二菟代宿祢所有猪使部^一、賜^二物部目連^一。

『書紀』同前条

この戦勝報告は大斧手の活躍を含んで雄略天皇に奏上されているので、大斧手の活躍は雄略天皇の耳に入っている。それにもかかわらず、雄略天皇からの報賞は「輒奪菟代宿祢所有猪使部、賜物部目連」と、目大連にしか与えられていない。天皇の恩恵は天皇に直接仕えていない大斧手までは届いておらず、目大連に従属する大斧手は目大連がねぎらつたと想像するほかない。

逆に王権に直接的に仕える者は、いかにして報賞されたのだろうか。

蘇我馬子宿祢大臣、勤^三諸皇子与^二群臣^一、謀^レ滅^二物部守屋大連^一。泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿祢大臣……。俱率^一軍旅^一、進討^二大連^一。……爰有^一迹見首赤梼^一、射^二墮大連於枝下^一、而誅^二大連并其子等^一。由^レ是。大連之軍、忽然自敗。

『書紀』崇峻天皇即位前紀用明天皇二年七月条蘇我馬子の勤めにより、泊瀬部皇子（後の崇峻天皇）を筆頭に物部守屋討伐軍が編成された。泊瀬部皇子の他には竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子、および蘇我馬子らが参戦している。頑強に抵抗した守屋だが、「爰有迹見首赤梼、射墮大連於枝下、而誅大連并其子等」と、遂に迹見首赤梼によつて射貫かれることとなつた。

赤梼は『書紀』用明二年四月丙午条に「舍人迹見赤梼」として登場している。律令以前の舍人は主に東国を中心とした地域から大和政権に貢進されて、天皇や皇族に隸属して近習・護衛として仕える者である（井上一九八五）。用明紀の赤梼は押坂彦人皇子に仕えていたようだ。押坂彦人は敏達の子で舒明の父であり、用明や崇峻の甥にあたる。押坂彦人皇

子は用明紀では「太子」とあるが、この後の記事には登場しない。崇峻紀で赤梼は泊瀬部皇子に仕えているようなので、押坂彦人皇子は早世したか失脚したのかもしれない。ともあれ赤梼が王権の中心部に仕えていたのは間違いない（二五）。

平^レ乱之後。於^二摂津國^一、造^二四天王寺^一。分^二大連奴半与宅^一、為^二大寺奴田莊^一。以^二田一万頃^一、賜^二迹見首赤梼^一。蘇我大臣亦依^一本願^一、於^二飛鳥地^一、起^二法興寺^一。

『書紀』同前条

赤梼が「以田一万町、賜迹見首赤梼」と、崇峻天皇から田一万頃を与えられている点が注目される。物部目連が率いた大斧手は天皇から報賞されず、舍人赤梼は直接報賞されるのである。大斧手と赤梼との違いは天皇（王権）との直接的統属関係の有無に求めるべきだろう。

天皇に直接仕える物部目連や舍人赤梼は天皇の恩賞を直接に受け取つてゐる。しかし、目大連の下で戦つた大斧手に天皇は報賞を与えてゐない。すなわち、天皇は馳せ参じた氏の統率者や王権直属の舍人など、自らに直接奉仕する者にしか報賞を与えていないのである。

王権と人々との間の直接的な支配^レ隸属意識が希薄だからこそ、天皇は末端の兵員の（中間権力者への奉仕意識から発現した）軍事的奉仕に対価を与える必要はない。兵員の側も個別的な支配者から対価を得ることができれば、それに疑問を持つこともなかつたと思われる。大化以前における軍事的奉仕と対価の交換範囲は、日常的な統属関係の範囲を出なかつたのではないだろうか。

『書紀』が主張する大化前代の軍事的構造の中には、一般の人々と天皇との軍事的奉仕と対価の交換関係が成立している証左は発見できなかつた。逆に天皇が報賞を与える範囲と該当時期の社会体制を鑑みるに、

一般の人々と天皇との間に、軍事的奉仕に対して対価としての報賞を天皇が与えるような関係は構築されていなかつたと思われる。

諸豪族の個別の支配領域が比較的に独立性を保つが故に、諸勢力が天皇の下に一元的に包摂されていない状況では、在地首長層を介することのない直接的な呼びかけがはたしてどれだけ説得力をもつのか、そもそもそれをなし得るのか大いに疑問である。

勅「筑紫府管内諸官人百姓等」曰、逆人広嗣、小来凶悪、……故更遣「勅符數千条」、散「擲諸國」。百姓見者、早宜「承知」。如有「レ人、雖「下本与「広嗣」同」心起「上レ謀」。今能改「心悔」過、斬「殺広嗣」而息「百姓」者、白丁賜「五位已上」、官人隨「等加給」。若身被「レ殺者」、賜「其子孫」。忠臣義士、宜「速施行」。大軍統須「發入」、宜「知」此状。

『続紀』天平十二(七四〇)年九月癸丑条
これは藤原広嗣の乱に際して諸国に勅符を散擲するという聖武天皇の勅である。聖武天皇は白丁に五位を授けるなどという、規格外の恩賞を人々に直接提示している。ここでは恩賞を勲位という形では提示していないが(二六)、軍功(奉仕)が叙位(対価)の交換条件となつて構造は勲位の場合と等しい。『書紀』にはこのように天皇が天下の人々に直接的に呼びかけるような例はない。実際に不可能だつたのだろう。

ならば、いかにして重層的で断絶した軍事的奉仕と対価の交換関係が、天皇から人々との直接的な軍事的奉仕と国家的対価の交換関係である勲位制度に結実するのだろうか。七世紀の王権が重層的な支配秩序を貫通して人々の奉仕意識を王権に向けさせようと企図したのならば、国家はその具体的な契機を積極的に創出してやらねばなるまい。それは在地の首長層を奉仕意識の上限とするような人々に天皇からの恩恵を直接的に届けることではなかつたか。勲位が勅授・奏授であらねばならない理由

がここにある。実は、天皇が直接的に恩恵を地方人の軍事的奉仕にまで与えるのは、管見の限り白村江帰還者へのものが初めてである。天皇が自らの関わりにおいて一般兵員にまで報賞を与えることによって、軍事的奉仕と対価の交換関係が天皇と一般の人々の間で直通して、その結果国家への奉仕意識が醸成されたからこそ、遂には天皇の直接的な呼びかけに天下百姓が応じることが可能となつたのであるまい。

評制下において、天皇から人々への直接的な恩賞の賜与が天皇と人々との直接的関係構築への道を切り開いたとはいえ、大宝律令の成立以前の文武位は未分化だつた。なぜ文武位が分化したのだろうか。野村忠夫氏は勲位制度は唐制を継受した外皮的なものであり、勲位が文位から分化するような内的な必然性は存在しなかつたという(野村一九六六)。春名宏昭氏は律令国家は勲位を補助的に利用することによって、極めて広い範囲の人々を律令官人制の中へ取り込もうとしていたとする(春名一九九五)。本稿では御野国戸籍の有位者や白村江戦役帰還者の位階(冠位)が郡領にも匹敵することを重視したい。軍事的奉仕への報賞は、出自よりも軍功の軽重によつて差がつくからこそ、兵員の奮闘を促すことができる。すると、たとえ貧農であつても軍功高逸ならば、その他の軍功乏しき者よりも相対的に高い位を授けねばなるまい。事実、八世紀の帶勲者には勲十等前後の者が多い。軍功者には文官よりも低めの位しか与えない、というわけにはいかないのである。さらに戦争が継続すれば、定期的にしか考を積めない文位と異なり、軍功はいくらでも蓄積していくことになる。実際に、唐の勲位はそのような状況であった。それ故に、文武位が未分化であれば末端の文官よりも高位の者が量産される恐れがある。この萌芽が御野国戸籍の状況ではなかつたか。軍功者の位階は何か郡領程度に抑えられていたようだが、それでも郡領たちは在地秩序

の最上位階層である。また、軍功者の冠位の抑制にも自ずから限界は見えてこよう。武位を文位とは別系統にすることによって、武位の中で高下の差をつけつつ、郡領層を含む文官の優位性を確保しようとしたのではないかだろうか。また、軍功への対価は天皇が直接的に与える必要があったために、判授の位を含む文位から切り離す必要もあつたのだろう。

おわりに

本論では鞠智城の官衙様建物群の設置目的から検討を始めて、勲位制度との密接な関係を指摘した。第二節では『書紀』の言説の構造から大化以前における軍事的奉仕と対価としての報賞の交換関係が重層的であった様子を復原した。

重層的で多元的な世界における不統一な軍事制度が、全国一律的・中央集権的律令軍事制度に飛躍するためには、軍事的奉仕と対価の交換関係が、天皇—豪族間のものと、豪族—一般百姓間のものとに断絶して重層していた状態を貫通して、天皇と一般の人々との間に直結することが必要だったのである。それは評制軍期における白村江戦役・壬申の乱功臣への冠位賜与という過渡期を経て、文位から分離された大宝律令の勲位制度が勅授・奏授とされることにより完成に向かう。このとき、天皇と一般の人々との間で軍事的奉仕に国家的な対価として報賞を与える回路の、具体的・即物的な結節点が必要となる。ここに、鞠智城に「コ」の字形に配置された官衙様建物群が登場する歴史的必然性がある。

軍事面に絞つてみた場合には、律令に基づく兵員の動員が可能なのは、たとえどれだけ国家の中央集権性の未成熟さが指摘されても、國家が一定程度以上の元的な権力を構築していたからである。広嗣の乱に見られるように、天皇の直接的な呼びかけに人々が応じるのは、一般

の人々が天皇に軍事的奉仕をすることを承認しているからである。この状況に至るためには、そもそも天皇が一般の人々に直接対価を与えるという発想と、それを可能とする制度と設備が必要である。天皇の恩恵を人々に認識させるためには、儀礼による視覚化を通じて報賞を与えなければならない。軍事的奉仕に対する対価が天皇からのものであることを示すために御覽を通じて勅裁された位記が発給されねばならず、勅使を派遣して詔書を読み上げる叙勲の儀式を通じて、天皇との関係を軍功者本人や周囲の人々の前で視覚化しなければならなかつたのである。

「遣使宣詔」を通して人々の軍事的奉仕意識を天皇に収斂させるシステムが勲位である。天皇と人々との軍事的奉仕と対価の交換関係の断絶を接合して直通させる舞台として、すでに城壁などが備えられて軍事施設として運用されていた鞠智城が選択されたのだろう。第Ⅱ期における官衙様建物群は天皇と肥後在地社会の人々との間の軍事的奉仕と対価の双務的な交換関係を拡大させる装置として機能することを期待されて、勲位制度の整備とともに鞠智城長者原地区に増設されたのである。こうして在地の人々の重層的な支配関係や奉仕意識は、鞠智城における「コ」の字形の建物群などを通して国家の下に一元化していく、広嗣の乱に際しての広範な動員を可能とするほどに在地社会の秩序構造を変化させていったのである。

【注】

(二)史料を引用する際には通用している略称を用いる。また、現行の字体に改めた。

主要な史料の出典は以下の通りである。

『日本書紀』……日本古典文学大系『日本書紀』上・下(岩波書店、一九六

『続日本紀』……新日本古典文学大系『続日本紀』一〇五(岩波書店、一九八九年九八年)

年)

『養老令』……日本思想体系『律令』(岩波書店、一九七六年)
『令義解』……新訂増補国史大系『令義解』(吉川弘文館、一九三九年)

『令集解』……新訂増補国史大系『令集解』前篇・後篇(吉川弘文館、一九四三年(五五年))

『養老律』……『訳註日本律令』一〇一(東京堂出版、一九七八(九九年))

(二) なお、延暦十一(七九二)年の全国的な軍団停廢後も、西海道では天長三(八二六)年の統領選士制まで軍団が維持されているので、第Ⅱ期～Ⅳ期中盤までの鞠智城は律令軍事制度に従つて運用されたことになる。

(三) 肥後国府の所在地については諸説ある。定説的には、八世紀後半から九世紀中葉には託麻郡(現熊本市出水)にあつたという(松本一九六六、木下一九七五)。懷疑的な立場をとるものもあるが(熊本市立博物館二〇一)、現託麻国府推定地に国府が所在したことがなかつたとしても、出水に国分寺があつたことは疑いない。よつて、周辺集落の盛衰が国家的施設の影響を受けていたといえるだろう。

(四) 貞觀十八(八七六)年三月十三日 太政官符

(五) 熊本県教育委員会『菊池城跡II』

(六) 鞠智城では第Ⅱ期にあたる七世紀末から八世紀第1四半期前半は、軍事制度的にはいかなる時期であろうか。八世紀の軍事制度に関しては律令軍団制を中心と考えられるべきである。軍団制成立に欠かせない要素は、力役から分離した兵役の登場と民政部門(郡司)と軍政部門(軍毅)の分離であろう。軍団制度の成立をどこに見るかという問題に関しては、それを大宝律令にみる説が通説と言つてよい(笛山一九六一)。

力役から兵役が分離されたことに関しては、近年福岡県太宰府市松本遺跡で出土した「嶋評」の標題をもつ木簡が注目される。この木簡は天武十四年から大宝元年の間、六八五～七〇一年の間に書かれたものである。木簡はある年の嶋評の戸口の変動を記した帳簿の一部であり、淨御原令制下における籍帳制度研究上、極めて価値が高い。そこに列記される成人男性の中に「政丁」と「兵士」とがいる。「政丁」は大宝律令以後の「正丁」にあたるが、「兵士」とあることから、淨御原令制下の筑前国に軍団が実在したことが明らかとなつたのである(坂上二〇二一)。このように通常の力役負担者たる「政丁」から分離された「兵士」がいることは、「兵士」が所属する何かしらの機構があつたということである。しかし、それを「軍団」と呼んでしまうと、大宝律令以降の「軍団」との差異が取捨されてしまう。評制下では、武器の管理を行つてることなどから評が民政と軍政を担つていたと考えられているので、「兵士」が所属する何らかの機構があつたとしても、それは評の管轄下にあつたと考へるのが妥当であろう。この点で、淨御原令制下の「軍団」は、從来「(律令)軍団」と呼ばれてきた機構の大きな特徴である、郡をまたいで設置されていること(下向井一九八七)、および国司の強力な管轄下におかれている(吉永二〇〇七)、という二点を欠く。淨御原令制下の軍団は「(律令)軍団」と区別するという意味で「評制軍団」とでも呼び、区別されるべきだろう。

以上により、たとえ淨御原令制下に「兵士」を擁する機構があつたとしても、律令軍事制度の完成は民政から分離した軍団が成立した大宝律令に求めるべきだと考へる。

(七) 全国的な国府の成立は、通説的には八世紀第2四半期とされている(山中一九九四)。なお、国府の成立を七世紀末から八世紀初頭と比較的早くみるものもある(大橋二〇〇五・同二〇〇九)。

(八) なお、文武四（七〇〇）年六月庚辰条によると、覓国使を妨害した隼人を「於レ是、勅_二竺志惣領_一、准_レ犯決罰」と鎮定しているが、妨害の規模が限定的に止まるようであり、翌年の冠位停廢までの間が短いことから、勲位制度の開始をこれによって遡らせる必要はないと考える。

(九) 当条義解「謂、軍監以下、各赴_一兵庫馬寮等司_一。以_二初受物_一、對勘返納也。」

(一〇)『続紀』宝龜五（七七四）年七月壬戌条

(一一) 口頭伝達、口頭宣布の重要性については（早川一九六一）。

(一二) 実例としては、天平九年度但馬國正税帳の「齋太政官通送免田租詔書來使」

『大日本古文書』編年編（一一五五）がある。

(一三) 詔書を伝達する使者を「詔使」と呼ぶこともあるが、後述する理由により「勅使」と呼んでおく。

(一四) 古代道路の復原については『地図でみる西日本の古代』（平凡社、一〇〇九年）を参考にした。

(一五) 衛禁律・越垣及条「凡越_一兵庫垣及筑紫城_一、徒一年。曾司垣、杖一百。国垣、杖九十。郡垣、杖七十。坊市垣、笞五十。」
賊盜律・盜節刀条「凡盜_一節刀_一者、徒三年。宮殿門、倉庫及倉廩、筑紫城盜鑰、徒一年。《律疏略》宮城京城及官厨鑰、杖一百。公廨及国厨等鑰、杖六十。諸門鑰、笞五十。」

(一六)「律令国家における位階は、天皇への奉仕の結果与えられる、天皇の前に列立する位置を示す、官人の地位の基準値であり、その基準値を授与する行為はまさに大事そのもの」・「その執行のために詔書が作成され、儀式の場において宣読されることは極めて自然」（大平二〇〇八（二四貞））

(一七) 西住一九九九

(一八) 将軍が帰京していることもあるので、後の大野城の「城主」のような責任者や軍毅が迎える場合もあったと思われる。

(一九)『続紀』慶雲三（七〇六）年正月壬辰条に、「定_二大射祿法_一、……勲位者不_レ

着_一朝服_一、立_二其位次_一」と決められた。帶勲者は大射の際に朝服は着られ

ないが、比當される文位の末席に列するようになったのである。官位令三位

条義解には「此条挙_一勲_一等_一者、……依_二公式令_一、文武職事散官、朝參行

立_一各依_二位次_一為_一序_一。……然案_一衣服令_一、勲位服色、其制不_レ顯。即知、

一等以下、不_レ帶_一文位_一者、皆著_一黃袍_一也」とあり、朝參時も同様となつた

ことが分かる。礼制上の序列に関する事なので、地方の儀礼にも同様の原

則が適応されたはずである。通常、国府の元日朝参には国郡司と軍毅までし

か参列しないが（川上一〇一二）、軍所での叙勲には叙勲対象者が参列する可能性が高い。

(一〇) 松原弘宣氏は、山中敏史氏の国庁が正殿・両脇殿をコの字形に配置する基本

形を持ちその最も主要な機能は儀式であったという指摘を受けて、詔勅が国府に届いたときには一定の儀式があつたのではないかと指摘している（松原二〇〇八）。また、『入唐求法巡礼行記』の「從京都新天子詔書來」の場面より、唐代において州城内の大门の前庭において衆人の前で大声で詔書を読み上げていたことを指摘された。先の「遣使」が専使であつても通送であつたとしても、城内で詔が読み上げられる儀式構造は変わらない。国府がかかる状況であるため、軍事施設でも同様だつたと考えられる。

(一一)『大日本古文書』編年編（一一一）

(一二) 田令・在外諸司職分田条、郡司職分田条

(一三) なお、武官に関していえば八世紀の軍毅は職分田を与えられない。大同四年に至つて陸奥國の大毅に六町、小毅に四町の職分田が初めて割り当てられた

（三代格）大同四年五月十一日太政官符）。

(一四) 大宝律令が成立した後の慶雲四年に讃岐国那賀郡錦部刀良らが帰還したときには、勲位ではなく「衣一襲及塩・穀」が与えられている。勲位制度成立後

にも文位を受けた者がいる」とについては、(渡辺一九六二) を参照されたい。

(二五)『伝暦』には「(聖徳)太子舎人跡見赤榜」とある。

(二六)「教化内」における内乱鎮圧の功には文位が与えられた(渡辺一九七二)。

【参考文献】

- 石尾芳久 一九五八 「日唐軍防令の比較研究」『岩崎教授在職三十五年記念論文集』 関西大学人文科学研究所 (後『日本古代法の研究』) 法律文化社、一九五八年に収録)
- 磯貝正義 一九七二 「郡・評問題私考」『続日本古代史論集』上 吉川弘文館 (後『郡司及び采女制度の研究』(吉川弘文館、一九七八年)に収録、改題「評及び評造制の研究(二)」)
- 板楠和子 二〇〇五 「文献に見る古代山城の成立とその過程」『古代山城鞠智城・温故創生館を考える』 熊本県立歴史公園鞠智城・温故創生館
- 井上光貞 一九八五 「大和国家の軍事的基礎」『井上光貞著作集』 岩波書店
- 磐下徹 二〇〇七 「郡司と天皇制——郡司読奏考——」『史学雑誌』一一六一二
- 大橋泰夫 二〇〇五 「国府成立の一考察」『古代東国考古学 大金宣亮氏追悼論文集』 慶友社
- 大橋泰夫 二〇〇九 「国郡制と地方官衙の成立——国府成立を中心にして」『古代地方行政単位の成立と在地社会』 奈良文化財研究所
- 大平聰 二〇〇八 「日本古代の文書行政と音声言語」 藤田勝久・松原弘宣編『古代東アジアの情報伝達』 汲古書院
- 小田富士雄 一九九三 「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」『考古論集』潮見浩先生退官記念論文集 潮見浩先生退官記念事業会
- 小田富士雄 一九九三 「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」『考古論集』潮見浩先生退官記念論文集 潮見浩先生退官記念事業会
- 金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社
- 鎌田元一 二〇〇一 『律令公民制の研究』 塙書房
- 岸俊男 一九五五 『防人考』『万葉集大成』一一 (後『日本古代政治史研究』) 市立熊本博物館 二〇一一『西海道と肥後国—出土品からみた古代のくまもと』
- 木下良 一九七五 「肥後国府の変遷について」『古代文化』二七一九 熊本県教育委員会 二〇一二『菊池城跡II』
- 甲元眞之 二〇〇六 「鞠智城についての一考察」『肥後考古』一四 肥後考古学会
- 坂上康俊 二〇一二 「大宝令以前の戸籍・計帳制度——嶋評戸口変動記録木簡出土の意義——」『學士會会報』八九八 古代交通研究会 二〇〇四『日本古代道路事典』 八木書店
- 笛山晴生 一九六二 「日本古代の軍事組織」『古代史講座』五 学生社 下向井龍彦 一九八七 「日本律令軍制の基本構造」『史学研究』一七五
- 下向井龍彦 一九九一 「日本律令軍制の形成過程」『史学雑誌』一〇〇一六 新熊本市史編纂委員会 一九九六 「新熊本市史 史料編 第二卷 考古資料」 熊本市 曾我部静雄一九六八 「西魏・北周・隋・唐の勲官・勲級と我が勲位について」『律令を中心とした日中関係史の研究』 吉川弘文館 初出一九六一
- 鶴嶋俊彦 一九九七 「肥後北部の古代官道」『古代交通研究』七

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

委員会

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

小田富士雄 二〇一二 「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡II』 熊本県教育委員会

鐘江宏之 一九九三 『計会帳に見える8世紀の文書伝達』『史学雑誌』一〇一
二

金田章裕他編 二〇〇九 『地図でみる西日本の古代 律令制下の陸海交通・条里・史跡』 平凡社

- 十川陽一 一二〇一二 「大宝令制下の外散位について」 『ヒストリア』一三三四
- 直木孝次郎 一九六八 「大伴連と軍事的伴」 『日本古代兵制史の研究』 吉川弘文館
- 中村明藏 一九七七 「隼人の朝貢をめぐる諸問題」 『続日本紀研究』一八九・一
- 九〇（後、『新訂 隼人の研究』）（丸山学芸図書、一九九三年）に収録
- 仁井田陞著・池田温編 一九九七 『唐令拾遺補』 東京大学出版会
- 西住欣一郎 一九九九 「発掘からみた鞠智城——最近の調査成果から——」 『先史学・考古学論究』III 龍田考古学会
- 野村忠夫 一九五六 「村国連男依とその一族——地方土豪層の中央官人層編組の一過程——」（後に『律令官人制の研究増訂版』（吉川弘文館、一九六七）に収録、改題「村国連氏と身毛君氏——壬申の乱後における地方豪族の中央貴族化——」）
- 野村忠夫 一九六六 「律令勅位制の一考察——その性格と機能を中心にして」 『史学雑誌』七五一一（後に『律令官人制の研究増訂版』（吉川弘文館、一九六七）に収録、改題「律令勅位制の基礎的基本問題——その性格と機能を中心にして」）
- 早川庄八 一九六二 「天平六年出雲国計会帳の研究」 坂本太郎博士還暦記念会編 『日本古代史論集』下 吉川弘文館
- 春名宏昭 一九九五 「勅位の蔭について」 『日本歴史』五六四
- 松原弘宣 二〇〇八 「国家意思の発信と伝達」 『愛媛大学法学部論集 人文科学編』二四（後、同『日本古代の交通と情報伝達』（汲古書院、二〇〇九年）に収録）
- 松木俊曉 二〇〇六 「大和政権における「仕奉」の構造」 『言説空間としての大和政権——日本古代の伝承と権力』 山川出版社
- 松本雅明 一九六六 「肥後の国府託麻国府跡発掘調査報告」 『古代文化』一七一三
- 黛弘道 一九五九 「冠位十二階考」 『歴史学研究報告』七（後『律令国家成立史の研究』（吉川弘文館、一九八二年）に収録）
- 森公章 一九八六 「評制下の国造に関する一考察——律令制成立以前の国造の存続と律令制地方支配への移行——」 『日本歴史』四六〇（後『古代郡司制度の研究』（吉川弘文館、一〇〇〇年）に収録）。
- 山中敏史 一九九四 「古代地方官衙遺跡の研究」 塙書房
- 吉永匡史 二〇〇七 「律令軍團制の成立と構造」 『史学雑誌』一一六一七
- 渡辺直彦 一九六一 「上代勅位小考」上・下 『歴史教育』九四・九五
- 吉川弘文館
- 吉川弘文館 一九七二 「律令官人勅位制の研究」 『日本古代官位制度の基礎的研究』